

項 目	改訂前（20年度まで）	改訂後（追加）21年度より
ユニフォーム着用基準について	<p>ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカーのソフトテニスに適したユニフォームおよびシューズを着用するものとする。</p> <p>1. ユニフォーム等</p> <p>(1) ユニフォームとは、襟付き半袖のソフトテニスに適したスポーツシャツと裾が膝より上のパンツ、またはスコートとする。ただし、ソフトテニスに適した白色の長ズボン（裾の開いたもの）または女子ワンピースや襟なしノースリーブのスポーツシャツ（Tシャツを除く）はユニフォームとみなす。</p> <p>(2) 防寒用などのコンディショニングのために着用するオーバーウエア（セーター・トレーナー・ベスト・ウオームアップ・トレーニングパンツなど）は、大会主催者が認める場合はユニフォーム上に着用できる。</p> <p>ただし、トレーニングパンツなどの着用に関して特に大会主催者が認める大会については、ユニフォームを下に着用しないことができる。</p> <p>この場合、大会主催者は事前にどのような着衣が使用できるかについて選手に周知する。</p> <p>2. シューズ</p> <p>(1) ソフトテニスに適し、テニスコートを傷つけないものとする。</p> <p>(2) 原則として白色を基調としているもの。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) ソフトテニスの競技者が競技会において、マッチ中に着用するユニフォーム・シューズ・各オーバーウエア・ソックス・帽子などの着衣には、本連盟が認める場合を（注1）を除き本連盟が認める範囲（注2）を越えて企業名・商標など広告とみなされる表示をしてはならない。</p> <p>ただし、企業等の広告とみなされない模様や競技者所属チームの社名等をユニフォーム等に表示することはこの基準の対象とならない。</p> <p>（注1）</p> <p>（注2）</p>	<p>ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカーのソフトテニスに適したユニフォームおよびシューズを着用するものとする。</p> <p>1. <u>ユニフォーム</u></p> <p><u>襟付き半袖のスポーツシャツと裾が膝より上のパンツ、またはスコートとする。ただし、女子のワンピース及び襟なしノースリーブのスポーツシャツ（Tシャツを除く）はユニフォームとみなす。</u></p> <p>2. シューズ</p> <p><u>原則白色を基調とし、テニスコートを傷つけないものとする。</u></p> <p>3. その他</p> <p>マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める場合（注1）を除き本連盟が認める範囲（注2）を超えて企業名、商標など広告とみなされる表示をしてはならない。</p> <p>（注1）「本連盟が認める場合」とは、主に競技会の協賛社を競技会主催者がゼッケン等に表示する場合。</p> <p>（注2）「本連盟が認める範囲」とは、メーカー等の企業名、商標等のロゴで12cm平方以内のもの、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。ただし、シューズについては片足について2箇所以内とする。</p> <p><u>《ウエアに関する特例》</u></p> <p><u>（1）オーバーウエア及び襟付き長袖スポーツシャツの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。この場合、事前に大会主催者は選手に周知すること。</u></p> <p><u>（2）アンダーウエア（インナーウエア）の着用については、襟元を除き、ユニフォームから露出して着用することは認めない。</u></p>